倉吉市人材銀行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市人材銀行(以下「人材銀行」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 倉吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、生涯学習に関する専門的な知識、 経験、技能等を有している人材を登録し、活用することにより、市民の多様な学習活動を支援 し、もって豊かな地域社会をつくることを目的として、人材銀行を設置する。

(登録手続)

- 第3条 人材銀行に登録を希望する個人又は団体は、倉吉市人材銀行登録申請書(様式第1号。 以下「申請書」という。)を提出するものとする。
- 2 教育委員会は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該個 人又は団体を人材銀行に登録するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による登録をした当該個人又は団体(以下「登録者」という。) に、倉吉市人材銀行登録済通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。
- 4 人材銀行の登録分野は、生涯学習に関するあらゆる分野とする。

(登録要件等)

- 第4条 人材銀行に登録できる個人は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 生涯学習に関する豊かな知識、経験、技能等を有し、これらを活かすことを希望する者であること。
 - (2) 生涯学習の推進に積極的に協力する者であること。
 - (3) 人材銀行を利用して政治活動、宗教活動又は営利活動を行おうとする者でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。
- 2 人材銀行に登録できる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1) より良い地域社会の形成に貢献しているものであること。
 - (2) 団体の運営及び活動を自発的に行っているものであること。
 - (3) 民間の団体であること。
 - (4) 人材銀行を利用して政治活動、宗教活動又は営利活動を行おうとするものでないこと。
 - (5) 暴力団関係者でないこと。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、 登録者から登録抹消の申出がないときは、これを1年更新するものとし、以後同様とする。 (登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(登録の抹消)

- 第7条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録者から登録抹消の申出があったとき。
 - (2) 登録者が人材銀行を利用して政治活動、宗教活動又は営利活動を行ったとき。
 - (3) 暴力団関係者であることが明らかになったとき。
 - (4) 登録者が社会的信用を失墜する行為をしたとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が登録者として不適格と認めたとき。

(登録事項の公開)

第8条 教育委員会は、登録者の氏名、団体名その他の登録事項を公開することができる。ただし、登録者から非公開の申出があったときは、公開しないものとする。

(人材銀行の利用)

- 第9条 人材銀行を利用できる団体(以下「利用団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当する団体(登録者の派遣を受けるために一時的に組織されたものを含む。)とする。
 - (1) 市内に所在し、又は活動の拠点を置くものであること。
 - (2) 政治、宗教又は営利を目的としたものでないこと。
 - (3) 県又は市から当該団体の運営のための補助金、委託料等の交付を受けているものでないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会がものづくり道場の講座を実施するものであると認め た団体は、利用団体となることができる。
- 3 教育委員会は、利用団体から人材銀行の利用に関して問い合わせがあった場合は、登録者の 中から適当と認める者を斡旋するものとする。
- 4 登録者の派遣は、1回の依頼につき1人とする。
- 5 利用団体は、あらかじめ派遣を求める登録者と、派遣の日時、場所、学習活動の内容その他 必要な事項を協議した上で、倉吉市人材銀行登録者派遣依頼書(様式第3号)により教育委員 会に当該登録者の派遣を依頼するものとする。
- 6 前項の規定による依頼があった場合は、教育委員会は、当該依頼に係る登録者を利用団体に派遣するものとする。
- 7 一の利用団体は、同一の年度において5回を限度に登録者の派遣を受けることができるものとする。
- 8 登録者の派遣を受けた利用団体は、派遣を受けた都度、速やかに教育委員会に倉吉市人材銀行活動報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)に派遣により実施した学習活動の状況が分かる写真を添えて提出するものとする。

(謝金)

- 第10条 教育委員会は、利用団体の依頼に基づいて登録者を派遣したときは、当該登録者に、予 算の範囲内で、謝金を支払うものとする。
- 2 前項の規定による謝金の支払は、報告書の提出があった日から30日以内に行うものとする。 (庶務)
- 第11条 人材銀行の庶務は、倉吉市教育委員会事務局社会教育課において処理する。 (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、人材銀行の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に登録があった倉吉市人材銀行事業の登録者は、第3条第2項の規定により登録された登録者とみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。